

松江市告示第 168 号

松江市町内会・自治会活動助成事業助成金交付要綱（平成 17 年松江市告示第 38 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
(助成の対象等)		(助成の対象等)	
第 2 条 略		第 2 条 略	
略		略	
終期	令和 5 年 3 月 31 日	終期	令和 4 年 3 月 31 日
<u>(助成金の交付の時期)</u>			
<u>第 3 条 市長が規則第 14 条第 1 項ただし書に該当すると認めた場合で、助成事業者が活動助成事業(第 2 条の表交付の対象である事業の内容の項の規定に該当する事業をいう。以下同じ。)に要した経費の支払いが可能であることが確認できる書類を提出したときは、規則第 14 条第 1 項本文の規定にかかわらず、助成金を助成事業の完了前(活動助成事業の完了後であって、これらに要した経費の支払いを終える前をいう。以下同じ。)に交付することができる。</u>			
<u>2 前項の規定により助成事業の完了前に助成金の交付を請求する場合は、規則第 14</u>			

条第 2 項第 2 号に掲げる請求額内訳書に代わるものとして、活動助成事業の実施に係る契約書又は請求書を添付するものとする。

(実績報告)

第 4 条 前条第 1 項の規定により助成事業の完了前に助成金の交付を請求する場合は、規則第 12 条の補助事業等実績報告書に、同条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げるもののほか、活動助成事業に要した経費の支払いを終えたことがわかる書類を添付するものとする。

第 5 条 略

第 3 条 略

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。